## 保護者様

「インフルエンザ」に感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にカウントされません。

「インフルエンザ」の出席停止期間の基準は「<u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</u>」(発症した当日・解熱した当日を含まず算定する)となっており、<u>再登校するにあたって</u> 改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。(ただし、受診の際に医師から指示された療養期間があれば、それに従ってください。)

インフルエンザが治癒し、登校する際には、この「治癒報告書」を提出してください。

注意 この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治癒報告書

長野県諏訪二葉高等学校長 様

	年	部	番
-			
氏名			

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ					
発 症 日 (咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年 月 日					
受診した医療機関名						
医療機関受診日	年 月 日					
登校可能(治癒)の根拠	1. 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過した					
(該当する番号に○)	2. 医師の指示あり (療養指示期間 年 月 日~ 年 月 日)					

	年	月	日
<u>保護者氏名</u>			印